6 交通関連の制度

① 交通事故で利用できる支援制度

被害原因が交通事故事件の場合に被害者等の方へ補償を行うものとして、自動車保険があります。

<table>
<tr><th>制度</th><th>内容</th><th>問合せ先</th></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車保険制度</td><td>自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
被害者等の基本的な対人賠償を確保することを目的に、車１台ごとに加入を義務付けられている保険で、支払限度額があります。物損被害は対象になりません。
〈請求方法・期間〉
自賠責保険は、被害者、加害者のいずれも請求できますが、被害者が請求できる期間は、以下のとおりとなります。
<table><tr><th>請求区分</th><th>いつから</th><th>いつ（時効完成日）までに</th></tr><tr><td>傷害</td><td>事故発生日</td><td>事故発生日から３年以内</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>症状固定日</td><td>症状固定日から３年以内</td></tr><tr><td>死亡</td><td>死亡日</td><td>死亡日から３年以内</td></tr></table>※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。
〈仮渡金制度・一括払制度〉
被害者等が治療費や生活費など、当面必要なお金を早く受け取れるようにする仮渡金制度や、任意保険会社が被害者等に対して任意保険と自賠責保険の支払いをまとめて行う一括払制度があります。</td><td>相手の
損害保険会社</td></tr>
<tr><td>任意保険
人身損害に対しては、基本的に自賠責保険から補償し、自賠責保険だけでは補償しきれない場合は、任意保険から契約内容に応じて補償されます。被害にあわれた方などからも請求できます。詳しくは、保険会社等へお問い合わせください。</td><td>自身の
損害保険会社
又は
相手の
損害保険会社</td></tr>
</table>

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

② ひき逃げ事故等で利用できる支援制度

ひき逃げや無保険（共済）・盗難車による事故の場合、自賠責保険（共済）の対象となりません。

このような被害にあわれた方に対しては、健康保険や労災保険等の他の社会保険の給付や、本来の損害賠償責任者の支払いによっても、なお被害者に損害が残る場合に、法定限度額の範囲内で、政府がその損害を塡補する政府保障事業があります。

<table>
<tr><th>制度</th><th>内容</th><th>問合せ先</th></tr>
<tr><td>政府保障事業</td><td>〈請求方法・期間〉
政府保障事業は、保険代理店では受付をしていないため、被害者が直接損害保険会社（共済組合）の窓口へ請求してください。
〈請求できる方〉
・被害にあわれた方
・被害者がお亡くなりになった場合の請求権者は、法定相続人及び遺族慰謝料請求権者（被害者の配偶者、子及び父母）
〈法定限度額〉
傷　　害：120万円
後遺障害：75万円～4,000万円
（後遺障害等級により定められている）
死　　亡：3,000万円
※　健康保険等による給付がある場合や、被害にあわれた方に重大な過失がある場合等は支払われる額が減額されます。
〈請求できる期間〉
<table><tr><th>請求区分</th><th>いつから</th><th>いつ（時効完成日）までに</th></tr><tr><td>傷害</td><td>事故発生日</td><td>事故発生日から３年以内</td></tr><tr><td>後遺障害</td><td>症状固定日</td><td>症状固定日から３年以内</td></tr><tr><td>死亡</td><td>死亡日</td><td>死亡日から３年以内</td></tr></table>※　症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、医師により判断されます。</td><td>各損害保険会社
など

※次ページ参照</td></tr>
</table>

Ⅵ 被害者等が利用できる支援制度

窓口の損害保険会社(共済組合)

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
共栄火災海上保険(株)	日新火災海上保険(株)
セコム損害保険(株)	三井住友海上火災保険(株)
全国共済農業協同組合連合会	明治安田損害保険(株)
全国自動車共済協同組合連合会	楽天損害保険(株)
全国トラック交通共済協同組合連合会	AIG損害保険(株)
全国労働者共済生活協同組合連合会	Chubb損害保険(株)
損害保険ジャパン(株)	SOMPOダイレクト損害保険(株)
大同火災海上保険(株)	(五十音順)

③　交通事故事件に関するその他の支援制度

(独)自動車事故対策機構(ナスバ)による、次のような支援制度があります。

ナスバでは、交通事故により重度の後遺障害を負われた方や交通遺児等を対象に、県民の方にさまざまな支援を行っています。

主な支援として、重度の脳損傷を負った方が長期入院できる療護センター・委託病院の設置・運営や在宅で介護が必要な重度後遺障害への介護料の支給があります。

制度	内容
療護施設の設置・運営	自動車事故による脳損傷によって重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護を必要とする方のうち、入院の要件に該当する方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら手厚い治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者）専門の病院であるナスバ療護センターを４か所に、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を8か所に設置・運営しています。
介護料支給	自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事、排泄等日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

制度	内容
	支給対象者（支給額）　(令和７年４月から) 請求区分 / いつから / 支給額(月額) 特Ⅰ種 / Ⅰ種該当者のうち、一定の要件に該当する方 / 99,810円～226,330円 Ⅰ種(常時要介護) / 自賠法施行令別表第一第１級１号又は２号(※１) / 85,390円～177,950円 Ⅱ種(随時要介護) / 自賠法施行令別表第一第２級１号又は２号(※２) / 42,700円～88,980円 (注)「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。 (※１) 第１級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 第１級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの。 (※２) 第２級１号：神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。 第２級２号：胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの。
生活資金貸付	● 交通事故により保護者が死亡又は重度後遺障害となった家庭の子（中学卒業まで）を対象とした無利子貸付を実施しています。 さらに「友の会」活動を通じて交通遺児等とその家族の交流機会を提供し、子供たちの健やかな成長を支援しています。 ● 自動車事故による被害者の方であって、生活状況が困窮している方に対して以下の生活資金の貸付を行っています。 **・交通遺児等貸付** 亡くなった又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの子に対する貸付 **・不履行判決等貸付** 損害賠償についての債務名義を得ていながらその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められる方に対する貸付 **・後遺障害保険金（共済金）等一部立替貸付** 後遺障害が残り、その後後遺障害について自賠責保険金（共済金）の請求をしている被害者の方に対して、自賠責保険金（共済金）の支払いがなされるまでの期間に貸付 **・保障金一部立替貸付** ひき逃げや無保険車による自動車事故により、政府の保障事業に保障金を請求している被害者の方に対して、保障金の支払いがなされるまでの期間に貸付

問合せ先：(独) 自動車事故対策機構（ナスバ）